

平成 26 年

7月8日

ふれあい通信

第 11 号

二輪車の交通事故防止

普段から原付バイクや普通自動二輪車に乗られる方も多いと思います。二輪車に多い事故のポイントを押さえ、事故を起こさないようにしましょう。

◆ 交差点の注意 バイクは車の左側を通り抜けないように！



対向車が止まってくれたことで、安全確認不十分なまま右折すると、対向車の左側を走ってきたバイクと衝突することがあります。

バイクも、道路の左側を擦り抜けてくるのは危険です。

お互いに、あせらずに、もう一度周囲の状況をよく見て、運転しましょう。

バイクの巻き込み事故に注意しましょう。
バイクは狭い場所を擦り抜けるようにして走ってきます。

左折する時は、早めに指示器を出し後方の安全確認を確実にして、左側端に寄って左折するようにしましょう。



◆ 夜間の注意 バイクは車から発見されにくい！



夜間は、見落としによる事故が多発します。
車の運転者からは、ライトの当たる所しか見えません。バイクの運転者は、相手から見えていないということを前提に運転しましょう。
また、歩行者や自転車を見落とさないように、速度を落として慎重に運転しましょう。

夏

の交通安全県民運動

平成26年7月15日(火)～7月24日(木)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

1

高齢者に対する交通事故防止対策の推進

平成26年6月30日現在の交通事故死者は33人で、そのうち65歳以上の高齢者は23人と高い割合(約70%)を占めています。

高齢者の事故は、歩行中が8人と最多く、続いて自転車乗用中で6人となっています。



2

自転車の安全利用の促進



自転車は、事故の被害者になるばかりでなく、加害者になるケースもあり、車と同じように交通ルールを守らなければいけません。

3

全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

車に乗ったら全席シートベルトを着用しましょう。

6歳未満の子どもには、保護者の方が責任を持って、正しく設置したチャイルドシートに座らせてあげましょう。



4

飲酒運転・過労運転の根絶



お酒を飲んだ状態での運転、睡眠不足での運転、病気等の疲れている時の運転は、重大事故や死亡事故につながります。運転手だけでなく、周囲の者も含めて注意して、事故を無くしましょう。

施設の窓口で掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、

下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) E-mail x0022@police.pref.shiga.jp